

(別添1)

**【都城市】**  
端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数	14,025	13,993	13,839	13,738	13,696
② 予備機を含む整備上限台数	16,129	16,092	15,587	0	0
③ 整備台数 (予備機除く)	0	291	13,548	0	0
④ ③のうち 基金事業によるもの	0	291	13,548	0	0
⑤ 累積更新率	0%	2.1%	100%	100%	100%
⑥ 予備機整備台数	0	37	1,339	0	0
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	0	37	1,339	0	0
⑧ 予備機整備率	0%	12.7%	9.9%	9.9%	9.9%

※①～⑧は未到来年度等にあつては推定値を記入する

(端末の整備・更新計画の考え方)

- 1 令和7年度は令和8年度の機器更新までの児童生徒数増等への対応分を調達する。
- 2 令和8年度は予備機を含む適正な台数の調達を行う。
- 3 故障端末は予備機にて交換対応を行う。想定以上の人口増や故障発生リスク等に備え、修繕コストの低い端末を計画的に再生することで、適正な予備機台数を維持・確保する。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数 13,998台

○処分方法

- ・使用済端末を公共施設や福祉施設など地域で再利用：340台

校長・教頭等の管理職、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教員業務支援員、養護教諭や栄養教諭、ALT等も含めた教職員の指導者用端末及び業務用端末、オンライン授業の配信用端末として活用する。

- ・小型家電リサイクル法の認定事業者に再使用・再資源化を委託：13,658台

○端末のデータ消去方法

処分事業者に委託する。

○スケジュール(予定)

令和9年12月 小型家電リサイクル法の認定事業者に引き渡す。